

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合職員給与条例施行規則

全部改正 平成 21 年 10 月 30 日規則第 6 号

最近改正 平成 30 年 3 月 9 日規則第 1 号

## (趣旨)

**第 1 条** この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員給与条例（平成 21 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (派遣職員に係る職務の級等)

**第 2 条** 新たに給料表（条例第 2 条の規定によりその例によることとされる小樽市職員給与条例（昭和 46 年小樽市条例第 3 号。以下「市給与条例」という。）に定める行政職給料表をいう。以下同じ。）の適用を受けることとなった派遣職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定により派遣を受けた職員をいう。以下同じ。）の職務の級は、当該派遣の際当該派遣をした地方公共団体（以下「派遣元団体」という。）において発令されていた職務の級と同等と認められる職務の級とする。

**2** 前項の規定は、新たに給料表の適用を受けることとなった派遣職員の号俸について準用する。この場合において、同項中「同等と認められる」とあるのは、「同等又は直近上位の」と読み替えるものとする。

**3** 派遣職員に係る条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市給与条例の規定による昇給及び昇格は、派遣元団体における発令を考慮して行うものとする。

## (その他の事項)

**第 3 条** 前条に規定するもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、小樽市職員給与条例施行規則（昭和 46 年小樽市規則第 3 号）及び小樽市職員初任給等規則（昭和 46 年小樽市規則第 23 号）の例による。この場合において、これらの規則中小樽市の部次長に関する規定は、広域連合事務局長及び広域連合事務局次長に適用があるものとする。

## 附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。

## 附 則（平 30. 3. 9 規則 1）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。